

令和 6 年 1 2 月

宇土市議会定例会議員提出議案

令和 6 年 1 2 月 1 6 日提出

令和 6 年 1 2 月市議会定例会議員発議議案目次

番 号	議 案 名	ページ
発議第 5 号	宇土市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について	1
発議第 6 号	建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書	3
発議第 7 号	教員定数の改善及び義務教育費財源の拡充に関する意見書	6

発議第 5 号

宇土市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び宇土市議会会議規則（令和 4 年
議会規則第 1 号）第 14 条の規定により、別紙のとおり議案を提出する。

令和 6 年 12 月 16 日提出

提出者	宇土市議会議員	今中 真之助
		佐美三 洋
		山村 保夫
		藤井 慶峰
		檜崎 政治
		小崎 憲一

宇土市議会議長 野 口 修 一 様

宇土市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

宇土市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第５３条から第５５条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）の施行に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

発議第 6 号

建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び宇土市議会会議規則（令和 4 年
議会規則第 1 号）第 14 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 16 日提出

提出者	宇土市議会議員	今中 真之助
		佐美三 洋
		山村 保夫
		藤井 慶峰
		檜崎 政治
		小崎 憲一

宇土市議会議長 野口 修一様

建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書

２０２１年５月１７日、最高裁判所は建設業従事者のアスベスト被害について、国の責任と大手アスベスト建材製造企業１０社の賠償を認める判決を言い渡した。

同判決等を踏まえ、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律(建設アスベスト給付金法)が成立、２０２２年１月から国の拠出による建設アスベスト被害者に対する給付金制度が開始された。

しかし、給付金支給対象者は限定されており、アスベスト建材製造企業による補償のあり方も定められていない。

また、大気汚染防止法等のアスベスト関連法の改正により規制が強化され、２０２２年４月から一定規模以上の工事は事前調査結果の報告が必須となり、２０２３年１０月からは有資格者による事前調査が義務付けられた。

しかし、このように規制を強化しても、それを逃れるために違法行為が行われると、国民や建設業従事者の健康被害も心配されることから、アスベストに関する監視・指導体制の強化についても、併せて求められているところである。

ついては、国においては、次のとおり対策を求める

- １ アスベストによる健康被害者の治癒や進行抑制に効果のある治療法の研究開発を促進し、そのための安定的な予算を確保すること。
- ２ 建設アスベスト給付金法附則第２条に基づき、アスベスト建材製造企業による補償も含め、被害者の救済制度の充実を図ること。
- ３ アスベストに関する被害者の治癒を最優先し、隙間ない救済を図るため、被害者等の実態を把握し、適切に給付金制度の見直しを図ること。
- ４ 大気汚染防止法による建物の解体などにおける飛散防止対策について、地方公共団体が監視体制及び適正処理等の指導体制を強化するための財政支援を行うこと。
- ５ 「住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物アスベスト改修事業)」について、レベル１建材のみならず、レベル２レベル３建材も対象にするなど、建築物の所有者等に対する調査・除去費用の補助制度を拡充すること。
- ６ アスベスト被害を国全体の課題と捉え、国民や事業者に対し、アスベストによる健康被害、アスベスト関連法の改正の周知徹底を図ることに加え、飛散防止対策の実施状況調査を強化すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年１２月１６日

熊本県宇土市議会議長

野 口 修 一

衆議院議長 額賀 福志郎 様

参議院議長 関口 昌一 様

内閣総理大臣	石破 茂 様
財 務 大 臣	加藤 勝信 様
厚生労働大臣	福岡 資麿 様
経済産業大臣	武藤 容治 様
国土交通大臣	中野 洋昌 様
環 境 大 臣	浅尾 慶一郎 様
内閣官房長官	林 芳正 様

発議第 7 号

教員定数の改善及び義務教育費財源の拡充に関する意見書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び宇土市議会会議規則（令和 4 年
議会規則第 1 号）第 14 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 16 日提出

提出者	宇土市議会議員	今中 真之助
		佐美三 洋
		山村 保夫
		藤井 慶峰
		檜崎 政治
		小崎 憲一

宇土市議会議長 野 口 修 一 様

教員定数の改善及び義務教育費財源の拡充に関する意見書

社会状況の変化に伴い学校が抱える課題はますます多様化・複雑化している。特に、子どもの貧困やいじめ、不登校などは看過できない状況にある。また、指導内容の増加や教員不足により教材研究や授業時間が十分に確保できず、子どもたちのゆたかな学びの保障が困難な状況となっている。

その中で、国の指針に基づき、全国教育委員会が教育職員の在校等時間の上限方針を定め、実効性のある取組を行ってきた。小学校では学校編成の標準も引き下げられた。この改革を推進しながらより質の高い学校教育を実現するためには、小学校での専科教員の増員や中学校、高校での学級編成の標準の引き下げなどさらなる教職員の定数改善が必要である。

また、義務教育については、地方公共団体の財政事情により格差が生じることなく、「教育の機会均等」と「教育水準の維持向上」が図られる必要があり、義務教育費国庫負担金及び地方交付税が重要な財源となっている。そのため、国の責任において、引き続き財源が確実に保障される必要がある。

よって、国におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるとともに、地方自治体が子どもたちの学びの保障と安全・安心な環境整備を確実に行うことができるように、下記の事項について措置されるように強く要望する。

記

- 1 中学校、高等学校での35人学級の早期実施や小学校における専科教員の増員など教職員の定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担金及び地方交付税について、財源の拡充も含め、所要の財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月16日

熊本県宇土市議会議長

野口修一

衆議院議長	額賀 福志郎 様
参議院議長	関口 昌一 様
内閣総理大臣	石破 茂 様
総務大臣	村上 誠一郎 様
財務大臣	加藤 勝信 様
文部科学大臣	あべ 俊子 様